

現 場 説 明 書 追 加 事 項

工事名 県道妹尾吉備線（入江小橋）塗装補修工事

工 種	種 別	説 明 事 項
	技術者の適正配置	1. 請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。 2. 専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。 なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。
	施工時間帯	1. 本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）を考えているが、関係機関との協議により、これにより難い場合は監督員と協議すること。

工 種	種 別	説 明 事 項										
一般事項	建設副産物	本工事から発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。 また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。 特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法） <table><tr><th>種 別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備 考</th></tr><tr><td>コンクリート（無筋）</td><td>岡山市北区 下足守地内</td><td>シー・シー・エス岡山(株)</td><td>L=15.0km</td><td></td></tr></table> 1. 受入条件については、下記のとおりとする。 1）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。 2）ゴミ等を混入させないこと。 3. 特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。	種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考	コンクリート（無筋）	岡山市北区 下足守地内	シー・シー・エス岡山(株)	L=15.0km	
種 別	処理場所	処理施設名	片道運搬距離	備 考								
コンクリート（無筋）	岡山市北区 下足守地内	シー・シー・エス岡山(株)	L=15.0km									

工 種	種 別	説 明 事 項
一般事項	変更後請負代金額の算出	1. 請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。 $\text{変更後請負代金額} = (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初請負代金額(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$ 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	交通規制	本工事において、極力交通規制が伴わない工法又は、交通規制の期間が短縮される方法について検討し監督員に提出すること。
	その他	1. 工事の実施に当たっては、道路交通法第77条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。 2. 現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、工事中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。 3. 公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告すること。 4. 工事期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。 5. 工事中の一般交通開放区間の路面状況については、常時点検を行い特に注意を払い、万一凹凸等が生じた時は速やかに監督員に連絡し、対策を講じるものとする。 6. 施工に際し、現道の路面を損傷あるいは汚損しないようにすること。尚、路面汚損防止対策が必要な場合は、監督員と協議すること。 7. 現地の状況により既設構造物施設等の取壊し、復旧及び移設等の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。

工 種	種 別	説 明 事 項
一般事項	その他	8. 残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。 9. 本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。 10. 本工事は、アスベストの事前調査が必要な工事である。 元請負業者は、事前調査及び撤去工事を以下の通り実施すること。 ・事前調査及び撤去については、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則により実施すること。 ・「建築物」の調査にあたっては、有資格者による調査を実施すること。 ・令和2年11月30日付け環境省通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」にて示されている「建築物」及び「工作物」（報告の対象外工作物あり）の事前調査結果については、石綿含有建材の有無に関わらず、発注者へ書面で報告及び都道府県知事等へgBizID（法人・個人事業主向け認証システム）にて報告を行うこと。 ・工事着手前までに事前調査結果の掲示（様式A 3 以上看板を設置）すること。 ・除去等作業の結果は、発注者へ書面で報告しなければならない。

工 種	種 別	説 明 事 項
施工一般	一般事項	1. 施工中の民地への通路は確保するものとし、形態等については別途監督職員と協議すること。
仮設工	一般事項	1 別図「参考図（積算用参考図）」は、任意仮設として積算内容を示したものである。よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。 2. 仮設の施工に当たっては関係法令要綱、指針及び現地条件を勘案のうえ、一般交通・沿道物件並びに工事の安全を十分考慮して施工しなければならない。
	交通誘導警備員等	1. 交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員B（昼間交替要員無し） ・足場設置及び撤去時 136人 ・作業時 148人 なお、配置場所等については、監督員と協議すること。
	足場等設備工	1. 足場材として、以下のとおり見込んでいる。 1) 吊足場・防護（朝顔・板張+シート）A=209m ² （別紙、参考図参照） 2) 湿式塗膜剥離剤工用養生シート工 A=626m ² （別紙、参考図参照） 2. 現地の状況により足場等設備工以外の仮設の必要性が生じる場合は、監督員と協議すること。
	その他	現地の状況により他の仮設の必要性が生じた場合は、監督員と協議すること。

工 種	種 別	説 明 事 項
塗装工	施工	1. 施工に当たっては、塗装面積の数量計算書を提出すること。 2. 既存塗膜には、鉛等有害物質が含有されている塗料が使用されているため、塗料の剥離やかき落とし作業は労働安全衛生法などの関係法令を遵守し、施工を行うこと。 3. 中塗り塗装の塗料（弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用）については、日塗工番号P49-40T淡同等品以上を見込んでいる。 4. 上塗り塗装の塗料（弱溶剤形ふっ素樹脂塗料）については、日塗工番号P49-40T同等品以上を見込んでいる。 受注者は契約締結後、速やかに現地踏査を実施し、使用承諾願を提出すること。また、塗装補修工事に関する全ての塗料の在庫確保に努めること。 6. 既設塗膜はすべて除去すること。 7. 事前調査の結果、本橋の既存塗膜には、低濃度PCBが含有されているため、本工事では、塗膜除去及び廃材の回収、保管容器（ドラム缶）への保管までを対象とし、運搬から処分までは別途業務を予定している。現地の状況により変更が生じる場合は、監督員と協議すること。 8. 塗膜剥離剤の塗布回数は3回を見込んでいる。現地の状況により変更が生じる場合は、監督員と協議すること。

工 種	種 別	説 明 事 項
共通仮設費	技術管理費	3. 受注者は当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査、諸経費動向調査、施工合理化調査及び施工形態動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をする事。 工期経過後においても同様とする。
	安全費	架空線及び架空電線の防護措置について ・ 架空線及び架空電線の防護措置に係る費用は計上していないが、契約後、発注者、受注者及びN T T又は中国電力の協議により必要となった場合は、設計変更の対象とする。 ・ 防護措置に係る協議等について、N T T又は中国電力への依頼は受注者が行うこととする。また、協議は、受注者の施工計画書作成段階において行うこととする。

工 種	種 別	説 明 事 項
その他	河川協議	河川協議については、現在協議中であり、令和８年９月末日に協議成立の見込みであり、協議成立後着工できる。
	支障物件	１． 支障物件の撤去・移設については、関係機関には通知済みであるが施工時期等、監督員と協議すること。 ２． 本工事区間内には水道管が添架されており、施工に当たっては各占用物件管理者の立会を求めて添架位置等の確認を行うとともに、施工に際しては、保安に必要な措置を講じて施工するものとする。なお、保安上必要な措置については、別途監督員と協議（指示）すること。
	占用物件	本工事区間に添架されている占用物件の占有者と十分調整を行いながら施工すること。なお、試掘が必要な場合は、監督員と協議すること。